

告 示

埼玉県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千百五十二号、昭和五十年埼玉県告示第十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第五百六号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百八十八号、平成五年埼玉県告示第三百七十二号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成七年埼玉県告示第三百四十三号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千百六十九号、平成十一年埼玉県告示第五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千百五十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号、平成二十六年埼玉県告示第九百四十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十一号及び令和四年埼玉県告示第二百五十八号の事業地に、鴻巣市大字鴻巣字中三谷、大字八幡田字前通及び字

荒勺、大字登戸字熊野、字小山下及び字野郷地、大字原馬室字小松及び字権現、大字滝馬室字下閭、大字上谷字石井戸、大字広田字本村及び字芝崎、大字大芦字新田、大字鎌塚字西裏及び字東裏、大字下忍字宿、並びに大字袋字台の一部を加え、鴻巣市天神三丁目、大字鴻巣字沼田及び字常久、中央、大字箕田字富士山、字苗木、字九右エ門、字平右エ門及び字下町、神明二丁目、神明三丁目、大字登戸字新田、大字宮前字本田、堤町、大字原馬室字上曾部及び字下曾部、大字滝馬室字中閭、松原四丁目、大字上谷字郡田及び字谷田、大字大芦字氷川、大字榎戸字前田耕地、大字荊原字内荊原、大字鎌塚字二ノ中通、大字下忍字向、字中、字砂山及び字角戸、大字袋字寄居及び字前谷、大字前砂字古川及び字宮脇、並びに大字明用字菰ノ耕地地内において事業地を変更する。

口
雨水

(1) 収用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十八号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千六百十九号、平成十一年埼玉県告示第五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千五百五十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号、平成二十年埼玉県告示第四百七十六号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十七号、平成二十三年埼玉県告示第四百十三号、平成二十六年埼玉県告示第九百四十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十一号及び令和三年埼玉県告示第四百十六号の事業地に、鴻巣市大字大間字内谷地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし